

議案第35号

逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定する。

令和2年5月14日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、これに対する感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費に充てるため、逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、これに対する感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費に充てるに当たり、制定の要あるため提案する。